

議案第 2 号

八重山地区の教科書採択問題に対する今後の対応について

八重山地区の教科書採択問題に対する今後の対応について、別紙のとおり定める。

平成23年10月19日

沖縄県教育委員会

教委第 号
平成23年 月 日

文部科学大臣 殿

沖縄県教育委員会
委員長 中野 吉三郎

八重山地区の教科書採択問題に対する今後の対応について

みだしのことについて、文部科学大臣は、八重山地区の教科書採択について、八重山地区の教育委員全員による協議（以下、「全員協議」という。）は無効との認識を示し、9月15日に、沖縄県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）に対し、「八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づいて、同一の教科書を採択するように指導することを求める」とした指導・助言を行いました。

これまで、県教育委員会としては、事態の解決を図るため、貴省との連絡調整に努めてきたところであります。今後は、事態の解決にむけて、貴省と県教育委員会の一層の協力が不可欠と考えております。

については、県教育委員会の同問題についての見解及び今後の対応等について下記のとおり御説明申し上げ、事態解決に向け、指導・助言を賜りますよう、お願ひいたします。

記

1 「八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果」について

八重山地区の三市町教育委員会は、八重山採択地区協議会（以下、「協議会」という。）を三市町教育委員会の諮問機関として定めており、「八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果」とは、三市町教育委員会の採択権を拘束しない「答申」（8月23日）である。

2 答申及び全員協議について

「答申」（8月23日）及び「全員協議」（9月8日）のいずれに基づいても、三市町教育委員会から同一の教科書が報告されていない。県教育委員会としては、「全員協議」は有効であると認識するが、「答申」及び「全員協議」のいずれによって同一の教科書を採択するかは、八重山採択地区的当事者が判断すべきものと考えられる。

3 一般法及び特別法について

一般に、1つの法律関係について一般法と特別法が併存しているときは、まず特別法を適用し、補充的に一般法を適用するとされる。ただし、八重山地区における今回の問題の原因は、三市町教育委員会が「答申」と違う採択をする可能性を想定しつつも、そのような事態が生じた場合の協議や手続き等の対応を、三市町教育委員会の間で、予め決めていなかつたこと（合意していなかつたこと）による。

4 県教育委員会の今後の対応について

三市町教育委員会に対し、答申及び全員協議の有効性も含めて、協議し、同一の教科書を報告するよう指導・助言・援助していく。